

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2019年8月15日～2019年8月21日)

令和元年(2019年)8月23日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<b>政治</b> ピェビアク法務副大臣の辞任 スイス軍訪問団のポーランド統合参謀本部訪問 ポーランド軍記念日パレードの開催 ブワシュチャク国防相のドイツ訪問 第13領域防衛旅団の編成完結 チャプトヴィチ外相, ドイツに対する戦争賠償問題について発言 チャプトヴィチ外相, ポンペオ米国務長官と協議								【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先:大使館領事部 電話:22 696 5005 Fax 5006 各種証明書, 在外投票, 旅券, 戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
<b>治安等</b> シロンスキエ県で発生した男性の失踪・変死事件 外国人在留・就労許可申請期間の長期化に対する対応 カミンスキ内務・行政大臣, 国家警護局による身辺警護を辞退 ワルシャワでの違法賭博場の摘発 若者の間で宗教離れが加速								
<b>経済</b> ドゥダ大統領, 「アクセシビリティ・プラス」法案に署名 7月のコア・インフレ率 ウクライナ人労働者の動向 中国製薬企業による契約不履行 中小企業向け新市場獲得のための支援策 新空港開発計画に係る鉄道開発進展状況 Opelによる自動車工場建設 食品価格の上昇 5Gネットワーク進展状況 機動的な経済対策の可能性 ガス調達計画								
<b>大使館からのお知らせ</b> 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 クラクフでの領事出張サービスに関する御案内 「たびレジ」への登録のお願い 国際機関への就職に関心がある皆様へ 大使館広報文化センター開館時間文化行事・大使館関連行事 在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a>								

政 治  
内 政

ピェビアク法務副大臣の辞任【20日】

20日、当地ポータルサイトOnetは、法務省提出の司法改革に反対する裁判官に対する誹謗運動にピェビアク法務副大臣が関係している旨報じた。同副大臣は同日、Onetを提訴するとして、これらの

嘘は(10月13日の)議会選挙前の政争の具である旨の声明を発売しつつ、自身が4年間の激務を捧げた改革に対する責任を感じるとして辞表を提出した。モラヴィエツキ首相はこれを受理し、ジョブロ法務相に説明を求めるとした。

外交・安全保障

スイス軍訪問団のポーランド統合参謀本部訪問【8日】

8日、レポード中将率いるスイス軍訪問団がアンジェイチャク統合参謀長を訪問し、協同訓練等の軍事協力、現在の安全保障上の脅威及び欧州の安全保障における両国による関与について意見交換が行われた。また、同訪問団は、ポーランド軍の装備近代化計画及びNATO・EUの安全保障政策に関する説明を受けた。

ロフ国家安全保障局長官出席の下行われた。領域防衛軍は、陸・海・空・特殊部隊に続く5番目の軍種とされており、同軍の編成準備は、現在も続いている。所属兵士の数は、現在2万人を超えている。同軍の任務は、各地域の現地自治体及び現地住民の支援及び防衛であり、その他、緊急事態における災害派遣や救出作戦を行う。また、有事においては、各地域において軍の作戦部隊を支援することとされている。

ポーランド軍記念日パレードの開催【15日】

15日、シレジア蜂起100周年を記念したポーランド軍記念日パレードがカトヴィツェにて行われた。同パレードには、ドゥダ大統領、モラヴィエツキ首相、ブワシュチャク国防相及びアンジェイチャク統合参謀長等が出席した他、米軍、ルーマニア軍、クロアチア軍等のポーランド駐留外国部隊も含め約2,600名の兵士、180の装備品及び60機の航空機が参加した。

チャプトヴィチ外相、ドイツに対する戦争賠償問題について発言【20日】

20日、チャプトヴィチ外相の独通信社dpaに対し、戦争賠償の核心的な問題は、ポーランドが他国と比べて公平に扱われているかであり、オランダとフランスは(ポーランドより)はるかに少ない戦災を受けつつ、より多くの補償を受け取っていると述べた旨報道された。同報道によれば、同外相はさらに、独が支払った補償全体におけるポーランドの割合は最小限であり、ポーランドは差別されてきたとした上で、独は1990年代初め、この問題について提起しないよう圧力をかけたゆえに、ポーランドは今その問題に立ち戻ると述べた。

ブワシュチャク国防相のドイツ訪問【16日】

16日、ブワシュチャク国防相は、カレンバウアー独国防相を訪問し、ロシアによる挑発的な行動に関連するNATOの課題、両国の共同訓練及び仏独による新世代戦車開発について意見交換を行った。ブワシュチャク国防相は、新世代戦車開発については、EUの財政的支援を受けるために、PESCO内のプロジェクトとして迅速に進めるよう提案した。

チャプトヴィチ外相、ポンペオ米國務長官と協議【20日】

20日、ニューヨークを訪問中のチャプトヴィチ外相は、ポンペオ米國務長官と国連安保理及び中東に関するワルシャワ・プロセスにおける二国間協力等について協議した。また、同外相は同日、安保理での中東における平和と安定に関する会合の議長を務めた。

第13領域防衛旅団の編成完結【16日】

16日、シレジア地方において編成準備中であった、第13シレジア領域防衛軍の編成完結式がカトヴィツェにて、ドゥダ大統領、ブワシュチャク国防相及びソ

治 安 等

シロンスキエ県で発生した男性の失踪・変死事件【16日】

警察は、シロンスキエ県で発生した男性の失踪・変死事件に関与したとして、男2人、女1人を拘束した。同事件は、本年8月3日に男性が車の売却に出た後、

行方不明になったもので、同12日に同男性の焼死体が発見されている。警察の捜査によって、男性は焼かれる前に頭部を銃で撃たれて殺害されていたことが判明し、警察は殺人事件として捜査を進めていた。なお、被疑者宅からは、けん銃、手りゅう弾、覚

せい剤が押収された。

### 外国人在留・就労許可申請期間の長期化に対する対応【21日】

2018年1月から11月までの間、在留・就労許可の過度の長期化を理由とした裁判100件以上で、外国人に対し、総額196,000ズロチの賠償金が支払いを命じる判決が下され、現在も183の裁判が進行中である。専門家は、処理期間の長期化は、行政側の人手不足によるところが大きいと指摘しており、問題解決のために許可の有効期間延長を提唱している。

### カミンスキ内務・行政大臣、国家警護局による身辺警護を辞退【20日】

20日、ジェチポスポリタ紙は、カミンスキ内務・行政大臣が国家警護局(SOP)による身辺警護を「一時的に」辞退したと報じた。SOPは、内務・行政省の傘下で政府要人やポーランドを訪問する外国要人の身辺警護を担当しており、ヴィテク前内務・行政大臣をはじめとする歴代の内務・行政大臣の身辺警護も行ってきた。SOP設置法では、警護対象は、「一時的に」SOPの警護を辞退できるとの法規定は存在するものの、同期間に関する明確な法的規定はないため、同様の措置が今後も継続される可能性がある。カミンスキ大臣は、同決定の理由に関し、内務行政大臣と同時に特務機関調整大臣も兼任していることを挙げ、SOPと密に連携している特務機関員の警

護を受けているとしている。なお、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首についても、SOPの警護対象とはなっていない。

### ワルシャワでの違法賭博場の摘発【21日】

警察は、ワルシャワ市内及び郊外でベトナム人犯罪組織が運営する違法賭博場を摘発し、ベトナム人6人を拘束した。同賭博場は、資金洗浄や違法薬物取引の場としても利用されており、MDMAや覚せい剤等の違法薬物も押収された。なお、同組織は、スロットマシン1機ごとに月あたり3万ズロチの収益を得ていたとみられている。

### 若者の間で宗教離れが加速【22日】

ガゼタ・ヴィボルチャ紙によれば、ポーランドでは若者の間で宗教離れが急速に進んでいるとされる。1990年から2008年までに実施された統計では80%が信仰があると回答、5%が無信仰と回答していたが、2010年から、信仰があるとの回答は減少しはじめ、2018年の調査では63%にとどまった。社会的に、このような急速な変化はまれとされ、今後この傾向が続いた場合、2026年には過半数の若者が無信仰になると見込まれている。同様の傾向は学校での宗教学の授業の出席率や日曜日の教会でのミサ出席率でも見られ、都市部では宗教学の授業の出席率が50%を下回るところも出始めているほか、ミサ出席率も35%にとどまっている。

## 経 済

### 経済政策

### ドゥダ大統領、「アクセシビリティ・プラス」法案に署名【19日】

19日、ドゥダ大統領は、「アクセシビリティ・プラス」法案に署名した。同法案は高齢者や障がい者の公共サービスへのアクセス改善を図るもので、同事業を進めるためのアクセシビリティ基金の設置も計画されているとされる。法案は公布から14日後に施行する。

### モラヴィエツキ首相、年次特別年金支給(「年金プラス」)事業継続の意向を示す【20日】

モラヴィエツキ首相は、一人当たり1,100ズロチの年次特別年金支給(「年金プラス」)事業を継続する意向を示した。今年4月、ドゥダ大統領は同特別年金支給法案に署名を行ったが、一回限りの措置とされていた。同首相は、本件特別年金を毎年支給できるよう、法整備を進めたいと述べた。

## マクロ経済動向・統計

### 7月のコア・インフレ率【16日】

ポーランド中央銀行によれば、食料とエネルギーを除いた7月のコア・インフレ率は対前年同月比2.2%増、対前月比0.1%増となった。

### ウクライナ人労働者の動向【19日】

ポーランド中央銀行経済分析局によれば、2020年にドイツがウクライナ人労働者に市場を開放することにより、今後4年間でポーランドで働くウクラ

イナ人労働者数は20~25%減少する可能性があるとされる。ウクライナ人労働者の最終的な流出規模は、ドイツの経済状況やEU域外からの高技能労働者雇用に関するドイツ新法の内容次第であり、実際の数字はより小さくなる可能性もある。2018年時点のポーランドにおけるウクライナ人労働者数は、雇用主の申告に基づく短期労働者が145万人、長期労働許可証取得者が22.8万人となっている。

## ポーランド産業動向

中国製薬企業による契約不履行【17日】

ポーランド製薬企業バイオン社は、2015年9月に中国ハルビン・グロリア製薬社との間で中国市場でのインシュリン販売に関する契約を締結していたが、今般、中国側より医薬品市場の変化を理由に契約終了の連絡を受けた。ポーランド側は、同契約の当初販売予定数（最小注文数）が未達ということもあり、契約不履行として法的措置も含めて検討している。

中小企業向け新市場獲得のための支援策【19日】

ポーランド投資貿易庁（PAIH）は、9月から、ポーランド・テック・ブリッジ・プログラム（総額20万ズロチ）の下、中国、米国、UAE等の新市場参入支援を目的に、中小企業向け助成を開始する。PAIH上海事務所代表は、中国企業がブロックチェーン、5G技術等の海外企業への投資意欲を有していると述べた。

新空港開発計画に係る鉄道開発進展状況【19日】

中央空港（CPK）は、ワルシャワ、CPK、ウッチ間を接続する140kmの高速列車に関する環境調査に係る入札を発表した。本件に関する価格は2、600万ズロチを超える見込みで、今秋の契約締結が見込まれている。

Opelによる自動車工場建設【19日】

ドイツの自動車メーカーOpelは新たな自動車工場をポーランド南部のグリヴィツェに建設している。モラヴィエツキ首相は同市を訪問し、同工場の建設により、少なくとも300以上の雇用が創出され、2、3億ユーロ以上の投資効果が見込まれると述べた。また、同首相は、自動車産業がポーランドの

輸出品の15%以上を占めていることも強調した。

食品価格の上昇【19日】

ポーランド中央統計局（GUS）の報告書によれば、2019年7月のポーランドの商品・サービス価格は前年7月から2.9%上昇しているとされる。同期の食品価格についても、同年6月から上昇しており、干ばつによる野菜、果物、穀物の収穫減少が要因とされている。直近12か月で野菜の価格は32.4%上昇しており、いくつかの野菜については、去年の5倍以上の価格となっている。

5Gネットワーク進展状況【20日】

ザグルスキ・デジタル化大臣は、5Gの携帯ネットワーク技術について、運用に必要な全ての法令は整備されたが入札等の手続きにはいまだ時間を要すると述べ、2020年にポーランドで運用開始可能との見通しを示した。また同大臣は、デジタル化省においてセキュリティ上の脅威となる5G端末の販売者を排除する特別法の導入を予定していると述べ、同法は特定の国や販売者を念頭に置いたものではないことも強調した。

機動的な経済対策の可能性【21日】

20日、クフィエチンスキ・投資・開発大臣は、ラジオインタビューにおいて、ポーランドの経済成長はEU平均よりも急速に進展していると述べた。また、同大臣は、昨今の世界経済、特にドイツ経済の減速懸念は、ポーランド経済に相関し影響を与える可能性があるとした上で、下振れリスクに対し、政府は「経済厚生・投資プログラム」を提供し、効果的な経済対策を行うと付言した。

## エネルギー・環境

ガス調達計画【20日】

ナイムスキ・エネルギー戦略インフラ担当政府委員は、今後3年間でポーランドのガス調達先は多様化する見込みと述べた。ポーランドは、バルティックパイプライン、シフィノウィシチェのガスターミナル、グダンスクのガスターミナルに関し主に開発等を行っている。ヤマルパイプラインについては、ロシアのGazpromとの契約終了後は、ロシアからドイツへのガス輸送にのみ使われるとされる。ポーランドの天然ガス輸送システム事業者 Gaz-System は、2030年のポーランドのガスの需要は現在の需要

量（170億m<sup>3</sup>～180億m<sup>3</sup>）から26億m<sup>3</sup>～84億m<sup>3</sup>増加すると予測しており、このうちバルティックパイプラインから100億m<sup>3</sup>、シフィノウィシチェのガスターミナルから75億m<sup>3</sup>、国内から40億m<sup>3</sup>の調達が見込まれる。



## 大使館からのお知らせ

**長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2019年7月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

**欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

**クラクフでの領事出張サービスに関する御案内**

在ポーランド日本国大使館は、クラクフ市において、在留邦人の皆様を対象に、旅券(パスポート)の申請または交付、各類証明の申請、戸籍・国籍の届出、在外選挙人名簿登録の申請、在留届の受付等を行う領事出張サービスを実施します。同サービスの利用には、予約が必要ですので、当館領事部ウェブサイトをご確認の上、事前の手續をお願いいたします。会場及び実施日時は下記のとおりです。

会場:ANDEL 'S BY VIENNA HOUSE CRACOW, ul. Pawia 3 31-154 Kraków, Poland

実施日:2019年9月21日(土曜日)

実施時間:午前9時30分から午後12時15分まで、午後1時15分から午後4時まで

## ●本件に関する問い合わせ先

在ポーランド日本国大使館 領事部

代表電話: +48-22-696-5005(月曜～金曜日 9:00-12:30 13:30-17:00)

閉館時緊急連絡先: +48-22-696-5000(当館代表番号から自動転送されます)

E-mail: cons@wr.mofa.go.jp

## ●予約方法や必要書類に関するお知らせ

[https://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/201909youji\\_shuccho.pdf](https://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/201909youji_shuccho.pdf)**「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

**国際機関への就職に関心がある皆様へ**

在ポーランド日本国大使館では、国際機関への就職に関心がある日本人の方を対象に、外務省国際機関人事センター作成の資料を配付しています。御希望の方は、大使館広報文化センターへお問い合わせください。

**【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間**

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , E メール:

info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

## 文化行事・大使館関連行事

**【開催中】第15回国際音楽祭「ショパンと彼のヨーロッパ」【8月14日(水)～9月1日(日)】**

ワルシャワにて、国立ショパン研究所主催による『第15回国際音楽祭「ショパンと彼のヨーロッパ」』が開催中です。ショパン、モーツァルトやバッハのコンサート等が予定されています。

開催場所: ワルシャワ, Filharmonia Narodowa, ul. Sienkiewicza 10

詳細: <https://festiwal.nifc.pl/en/2019/>

**【予定】日本文化祭「夏」【8月23日(金)～24日(土)】**

ノヴェ・ミアスト・ルバヴスキエにて、ノヴェ・ミアスト・ルバヴスキエ市文化センター所属の青年グループ主催による『日本文化祭「夏」』が開催されます。演劇「妖怪」と「桃太郎」、日本料理ワークショップ、漫画デモンストレーション、茶道の紹介、書道・折り紙ワークショップ、コスプレなどが予定されています。

開催場所: ノヴェ・ミアスト・ルバヴスキエ, バラ庭園(Ogród Róż)

詳細: <https://www.facebook.com/Przetw%C3%B3rnia-San-Przystanek-Japonia-377422962838929/>

**【予定】V4+JAPAN交流展 美は国境を越えて【8月26日(月)～10月31日(木)】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、日本、チェコ、ハンガリー、ポーランド作家による交流展が開催されます。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

**【予定】百年波【8月31日(土)～9月22日(日)】**

ヴロツワフにて、ポーランド日本親善友好財団「波」主催による『百年波』が開催されます。日本の伝統文化の紹介(音楽、茶道、書道、生け花、盆栽など)や日本武道ステージなどが予定されています。

開催場所: ヴロツワフ, Wyspa Slodowa および Impart (ul. Mazowiecka 17)

詳細: <http://fundacja-nami.pl/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス ([newsletter@wr.mofa.go.jp](mailto:newsletter@wr.mofa.go.jp))